

安曇野市図書館協議会・安曇野市交流学習センター運営委員会 会議概要

1	協議会名	平成27年度第4回安曇野市図書館協議会及び第5回安曇野市交流学習センター運営委員会合同会議
2	日時	平成27年12月18日 午後1時30分から3時まで
3	会場	安曇野市役所本庁舎 共用会議室306
4	出席者	内田会長、田村副会長、関委員、銭坂委員、隠岐委員、望月委員、山田委員、三沢委員、川名委員、福澤委員、神谷委員長、山本副委員長、古畑委員、小平委員、加々美委員、清水委員、鈴木委員、曾根原委員
5	市側出席者	橋渡教育長、北條教育部長、高嶋課長兼中央図書館長兼穂高交流学習センター所長、青柳豊科図書館長兼豊科交流学習センター所長、山越三郷図書館長、宮澤堀金図書館長、百瀬明科図書館長、小林課長補佐、財津係長、沖主査、青木主事
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	1人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成27年1月6日

協 議 事 項 等

○会議の概要

1. 開 会 (北條部長)
2. あいさつ (橋渡教育長)
3. 研修会
 - (1) 講演「指定管理者制度の現状と今後の展望と期待」
 - (2) 質疑応答
 - (3) その他

○協議概要

- (1) 講演「指定管理者制度の現状と今後の展望と期待」
講師より、指定管理者制度の概要や課題等について、講演いただく。
- (2) 質疑応答

委員・民間企業は利益を出すことで発展し、やりがいも出てくる。しかし公共サービスは、利益を出す仕事ではない。この関係性について教えていただきたい。

講師・指定管理者は、公共サービスの部分で利益を出すというより、その部分は本来の本体業務で出すことを基本としている。指定管理者は3～5年の仕事になるので、1回仕事をいただければ、指定期間中はその事業を維持できる。また、行政の仕事を任せてもらえることは、周囲から信頼や安心を持たれやすくなる。指定管理者としてではなく、民間事業者が同じ仕事をしようとする、建物の建設から始めなくてはならない。初期投資がなく行政の仕事を経験し、ノウハウを積み重ねていくことで、他のビジネスに展開できる可能性はある。そういう考えを持つか持たないか、利益を出そうとするかで全ての視点の根拠は変わると思う。

委員・収益のある本体業務を持った指定管理者を選ぶと良いということか。

講師・事業や企業の安定性は、指定管理者選定の際にも重視されると思う。本体業務のノウハウが展開できる場として参画する指定管理者であれば、行政や利用者と協議する立ち位置が少し変わる可能性がある。

委員・公共施設を運営する指定管理者は、どの部分で利益を上げるのか。また、指定管理者が来館者数増加等の成果をあげた場合、行政は追加で経費を出すことはあるのか。

講師・指定管理者は行政と協議の上、管理経費をいただいて運営し、そこで経費を差引した分が利益となる。指標を設け、追加で経費を出すところもある。

委員・直営の図書館の中には、数字では見えない部分にこだわりを持ち、ニーズに合わせた地域の図書館を目指しているところもある。しかし、指定管理者による運営となると人気のある本が多くなり、図書館としての趣旨がずれる心配がある。

講師・指定管理者の行き過ぎた部分は行政が止めなくてはならない。運営として正しいことを判断し、バランスをとることが大切だ。

(3) その他

高嶋課長より、安曇野市交流学習センター（施設）及び安曇野市図書館における管理運営の方向性について、報告案を提案する。

委員・指定管理者制度導入の協議は、会議の中で大きなウエイトを占めておらず、報告は、まだ早いのではないか。

事務局・日期的な説明が不足していたと思うが、研究と検討を行い、会議でまとめる流れとなっている。仮に導入する結論となっても導入のため、ある程度の準備期間は必要になる。こちらとしては、なるべく早い段階でまとめていただきたく、お願いをしている。

委員・まとめをする協議の場は設けるのか。

事務局・今回配布したアンケートをまとめ、報告書に訂正があれば協議するため、1月の中旬に会議を開催する予定である。

委員・報告書の趣旨は、結論を出すことか、意見を集約することか。

委員・結論が決まっているのであれば、協議の必要はない。協議の中で、直営での運営を継続するという結論となれば、それを考慮して報告することはできるのか。

事務局・まとめることができれば良いが、集約という形でも良いと考えている。これから先は行政判断を含め、次の段階に移っていく。今回アウトソーシング導入の検討をお願いしたのは、交流学習センターと図書館に多くの課題があるためである。特に専門職員が長期の雇用形態でないことは市全体の課題であり、サービス向上を含め検討をお願いしている。直営での運営を継続する意見も承るが、課題があることは認識していただきたい。

以上